

ICカード関係

⑨ 京阪電車ポイント還元サービス利用規約

2020. 11. 20 制定

2023. 3. 22 改正

(目的)

第1条 本規約は、京阪電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）が西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）が発行するICカード乗車券（以下「ICOCA乗車券」という。）の利用者に対して提供するポイントサービス（以下「本サービス」という。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、本規約の定めるところによる。

2 本規約に定めのない事項については、法令及び「旅客営業規則」・「ICカード取扱規則」（以下「IC規則」という。）・「ICOCA乗車券取扱規程」等の関連する規則に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「本サービスの対象となるICOCA乗車券」とは、当社が定めるICOCA乗車券のうち、「モバイルICOCA」および「モバイルICOCA定期券」を除いたものをいう。また、本サービスの登録をしているICOCA乗車券を総称して「登録済ICOCA」という。
- (2) 「還元ポイント」とは、本規約に従って利用者に付与されるポイント（以下「ポイント」という。）をいう。
- (3) 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する個人をいう。
- (4) 「利用者」とは、本規約に同意の上、当社が定める所定の手続きを経て当社が定めるICOCA乗車券の登録手続きを行った個人をいう。
- (5) 「利用者情報」とは、利用希望者が利用登録時に当社に届け出た事項、利用者となった後に利用者から通知を受ける等により当社が知り得た事項をいう。
- (6) 「利用者ID情報」とは、利用者情報から利用者本人を特定するために必要な当社所定の情報をいう。
- (7) 「ポイント残高」とは、本サービスの利用により積み立てられたポイント数をいう。
- (8) 「ポイント付与条件」とは、当社が利用者に対して付与するポイント

ICカード関係

- の付与率及びその他ポイント付与に関する条件をいう。
- (9) 「ポイントチャージ」とは、利用者がポイントを登録済ICOCAに所定の方法でチャージすることをいう。
 - (10) 「ポイント情報」とは、利用者のポイント付与状況及びポイント利用状況をいう。
 - (11) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいう。
 - (12) 「利用月」とは月初日の午前3時00分から月末日翌日の午前2時59分の1ヶ月間をいう。
 - (13) 「ICOCA ID番号」とは、当社がポイントを付与する際の識別に用いるICOCA乗車券に割り当てられたアルファベット2文字と英数字15桁で構成される文字列をいう。
 - (14) 「鉄道利用」とは、当社が運営する別表1に定めたサービス対象エリア（ただし、定期券区間を除く。）を入場及び出場ともに登録済ICOCAで改札を受け、SFにより運賃を支払って乗車することをいう。
 - (15) 「同一普通旅客運賃区間」とは、大人普通旅客運賃が同一の区間をいう。

（利用登録）

- 第4条** 利用希望者は、本規約に同意の上、当社が指定する自動券売機等により当社が定める所定の手続きを行い本サービスの利用登録をする。なお、当社のシステムに利用情報が登録された時点で、当該利用希望者の利用登録が完了する。利用登録が完了した時点から、当月初に遡り本サービスの提供を受けることができる。
- 2 本規約に同意いただけない場合には、本サービスを利用することはできない。また、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）の構成員（過去5年以内に構成員だった場合を含む。）及びその関係者、または、本サービスの悪用もしくは当社及び第三者に迷惑をかける行為を行う者等については、利用登録はできない。上記に定める内容に該当することが判明した場合は、利用登録が完了したときであっても、当社は当該利用の停止または取消しをすることができる。
 - 3 利用希望者は、自らが利用する以外のICOCA ID番号を用いて利用登録を行ってはならない。
 - 4 本サービスは個人を対象としているため、法人が利用登録することはできない。

（利用登録の無効・削除）

- 第5条** 本規約に定めるサービス対象エリアにおいて、登録済ICOCAにより、

ICカード関係

12か月連続してSF利用が無い場合、利用登録を無効とし登録情報を削除する。この場合、付与していたポイントは無効となる。

- 第1項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第1項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができる。

(ポイントの付与)

第6条 本規約に定めるサービス対象エリアにおける登録済ICOCAのSFの利用月の使用に対し、第7条に定める算定方法に基づいてポイントを付与する。

- 第1項により付与されるポイントは、利用月の翌月15日に一括付与される。
- 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、ポイントの付与日は変更となる場合がある。
- 前各項の定めにかかわらず、IC規則等の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ず登録済ICOCAが利用できない場合には、ポイントは付与されない。

(ポイントの算出)

第7条 利用月における同一普通旅客運賃区間の利用回数に応じて、下記のとおり算出する。

- ポイントの付与率は下記のとおりとする。

| ご乗車回数 | ポイント付与率 |
|--------------------------|--|
| 同一普通旅客運賃区間の1回目から10回目まで乗車 | 1回目から10回目まで付与ポイント無し |
| 同一普通旅客運賃区間の11回目以降の乗車 | 乗車区間の普通旅客運賃×(同一普通旅客運賃区間乗車回数-10)×10% (1ポイント単位は切捨てとする。) |

- 2以上の同一普通旅客運賃区間を11回乗車した場合は、それぞれの同一普通旅客運賃区間毎に第2項に定めた方法でポイントの算出を行い、それぞれを合算の上で付与する。
- 小児旅客に対するポイントの算出は、同一普通旅客運賃区間の利用回数を基に、第2項に定めた方法で小児の普通旅客運賃を用いてポイントの算出を行い付与する。

ICカード関係

(ポイントの効力と有効期間)

- 第8条** 登録済ICOCAを払いもどした場合は、当該カードのポイントは全て無効となる。
- 2 ポイントの有効期間はポイントを付与した月を含む3か月後の月末とする。
 - 3 別々のICOCA ID番号に付与されたポイントを合算することはできない。

(ポイントの確認)

- 第9条** 利用者は、登録済ICOCAを当社が指定する自動券売機等により、ポイントの付与月から過去6ヶ月の間に付与されたポイントを表示又は印字し、確認することができる。

(ポイントのチャージ)

- 第10条** 利用者は、登録済ICOCAに付与されたポイントを当社が指定する自動券売機等でポイントチャージすることができる。
- 2 ポイントは、1ポイント1円として換算する。
 - 3 ポイントチャージは、有効期限の短い月のポイントから順にポイント付与した月単位の全てのポイントをチャージする。
 - 4 登録済ICOCA1枚あたりのSFの残額が20,000円を超えるポイントチャージはできない。ただし、ポイントの有効期間満了日にSFの残額が20,000円で、かつ無効となるポイントが10ポイント以上ある場合は、利用者本人が当社の指定する自動券売機等において所定の操作をすることにより、有効期間を翌月の末日まで延長することができる。ただし、再延長はできない。
 - 5 ポイントは、現金と交換することはできない。
 - 6 ポイントは、ポイントが付与されたICOCA乗車券と別のICOCA乗車券にチャージすることはできない。
 - 7 一度ポイントチャージしたポイントは、再びポイントに戻すことはできない。
 - 8 ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、IC規則等に従うものとする。

(ポイントの残高及び利用情報の引継)

- 第11条** ICOCA乗車券を紛失、盗難、障害等により再発行する場合は、当該ICOCA乗車券の利用登録、ポイントの残高を利用者の申し出により新たなICOCA乗車券へ引き継ぐものとする。
- 2 当社のシステム上の都合等によりICOCA乗車券を交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前の登録済ICOCAのポイントの残高を新たなICOCA乗車券へ引き継ぐことがある。

ICカード関係

- 3 小児用ICOCAの有効期間切れのため、新たにICOCA乗車券を購入し使用する場合は、当社が別表2に定める駅窓口への利用者本人の申請により、利用登録情報、ポイントチャージ額及びポイントの付与履歴を新たなICOCA乗車券へ引き継ぐ。なお、申請には別表3に定める所定の登録変更申込書の提出及び別表4に定める登録情報（氏名、生年月日）を確認できる公的証明書が必要となる。
- 4 第1項から第3項に定める引き継ぎを行う新たなICOCA乗車券は、本サービスを未登録のICOCA乗車券に限る。

（ポイントの訂正）

第12条 当社は次の場合に、利用者が保有するポイントを訂正することができるものとする。

- （1）当社が誤ってポイントを付与した場合
- （2）その他、当社がポイントを訂正することが適切であると判断した場合

（ポイントの不正入手）

第13条 本規約に定める以外の方法で不正にポイントを手入した場合は、保有するポイントは無効となる。

（本サービスの制限又は停止）

第14条 当社は、IC規則等の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがある。

- 2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除く。

（免責事項）

第15条 登録済ICOCAの紛失・盗難等により、第三者がポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 その他、当社に帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負わない。

（規約の変更・本サービスの終了）

第16条 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。また、当社は、理由の如何を問わず、本サービス

ICカード関係

の提供を終了することができる。

- 2 前項による変更及び終了に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。

(個人情報の収集)

第17条 当社は、以下の利用目的のため、お客さまから個人情報を収集する。

- (1) お客さまへの商品・サービスの提供とそれらに附随する諸対応
- (2) 当社、京阪グループ各社及び提携企業等の新商品、サービス、イベントや公募（キャンペーン）等に関する情報案内、宣伝物・印刷物の送付
- (3) お問い合わせ、請求のあった資料や情報、商品、サービスの提供
- (4) お客さまからの意見、要望等に基づくサービスの改善、新商品の開発
- (5) 経営分析の基礎データとしての活用、統計情報の作成
- (6) 記名式乗車券類の利用にあたって、本人であることの確認
- (7) 拾得物や不測の事態における連絡、事務手続き
- (8) お客さまからの問い合わせや苦情、紛争解決に関する連絡や対応

(個人情報の開示)

第18条 当社は、利用登録または本サービスを利用する過程において知り得た利用者の個人情報に関して、利用者の同意なく、当社及び当社が機密保持契約を結んだ協力会社以外に利用者の個人情報を開示することは原則として行わないものとする。

個人情報の管理については、当社の個人情報保護方針のとおりとするが、以下のケースにおいて個人情報を開示する場合がある。

- (1) 利用者が、個人情報の開示に同意している場合
- (2) 官公庁、またはこれらに準じた権限を有する機関から利用者情報の開示を求められた場合

(個人情報の活用)

第19条 利用者は、当社及び京阪グループ各社が業務上必要な範囲で、本サービスによる利用者の属性情報を利用すること及び情報を利用し会員に対しダイレクトメール等の送付、案内のための電話等を行うことに同意するものとする。

(準拠法)

第20条 本規約には日本法が適用されるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 本サービスに関連して、利用者と当社との間で紛争が生じた場合に

ICカード関係

は、利用者と当社において誠意をもって協議し解決する。

2 協議しても解決しない場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(規約の有効期間)

第22条 本規約は、2023年3月22日より効力を有する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。

別表1 京阪電車 サービス対象エリア

| | |
|------|---------------------|
| 京阪本線 | 淀屋橋・三条間 |
| 鴨東線 | 三条・出町柳間 |
| 中之島線 | 天満橋・中之島間 |
| 交野線 | 枚方市・私市間 |
| 宇治線 | 中書島・宇治間 |
| 鋼索線 | ケーブル八幡宮口・ケーブル八幡宮山上間 |

別表2 当社が定める駅窓口

| | |
|------|--|
| 京阪本線 | 淀屋橋、天満橋、京橋、守口市、寝屋川市、香里園、枚方市、樟葉、中書島、丹波橋、祇園四条、三条 |
| 鴨東線 | 出町柳 |

IC カード 関係

別表 3 利用情報等の登録変更申込書

京阪電車ポイント還元サービス登録内容変更申込書

ご注意 この申込書は、京阪電車が提供する「京阪電車ポイント還元サービス」に対する変更申込書です。特約条件が実施されているポイントサービスに対する登録内容の変更には適用されません。詳細、会社でお手紙ください。

●**変更お申込みの方**

| | | | | |
|-------|-----------------|---|---|---|
| お申込み日 | 西暦 | 年 | 月 | 日 |
| お名前 | フリガナ | | | |
| 生年月日 | 西暦 | 年 | 月 | 日 |
| 電話番号 | 〔 〕 - 〔 〕 - 〔 〕 | | | |

●**変更される項目にチェック [✓] を入れてください**

| | | | |
|--------------------------|----------|--------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 登録カードの変更 | <input type="checkbox"/> | 電話番号の変更 |
| <input type="checkbox"/> | 登録の削除 | <input type="checkbox"/> | 住所・住所 |

お手続きには証明書が必要です

●ご本人によるお手続きの場合
 ●ご本人の法的代理人等（免許証・パスポート・運転証・学生証等）
 ●代理人または関係者等によるお手続きの場合
 ●ご本人の法的代理人等（写真あり）、代理人または関係者等のご関係がわかるもの（委任状等）
 及び、代理人の法的証明書等
 ●家族・学生の場合は、戸籍謄本（写し可）

●**変更内容（変更箇所をみの記載で結構です）**

| | | |
|----------|-----------------|--------------------------|
| 新しいカード番号 | フリガナ | ICカード番号 （※必ず入力してください） |
| お名前 | フリガナ | |
| 生年月日 | 西暦 | 年 月 日 |
| 電話番号 | 〔 〕 - 〔 〕 - 〔 〕 | |

●**ご案内（氏名の印刷されたカードを登録されている方）**
 ICカード番号等の、ICカードに印刷されている方が京阪電車ポイント還元サービスをご利用いただく場合、ICカードに印刷されている氏名と登録番号が、京阪電車ポイント還元サービスでの登録内容と一致している必要があります。
 電話受付の営業、または説明・ご案内による変更された場合は、別途個人情報同意書のお手続きが必要になります。ICカード発行時の購入場所やカードの入会先でお手続きをお願いします。

●**必要書類**（すべてを申請してご用意してください）

| | | | |
|--------------------------------------|--|-------|-----|
| ① 口本人確認 顔写真 学生証 運転免許 住民票 | ② 口捺印確認 ICカード 免許証 学生証 住民票 電話番号と登録番号 | 駅名住所印 | 捺印欄 |
|--------------------------------------|--|-------|-----|

別表 4 当社が定める公的証明書等とは

運転免許証・パスポート・身体障害者手帳（写真付）・知的障害者療育手帳（写真付）・精神障害者手帳（写真付）・健康保険証・外国人登録証明書（在留カードまたは特別永住者証明書）・学生証（写真付）・社員証（写真付）・住民基本台帳カード（写真付）・運転経歴証明書・マイナンバーカード（写真付）。

健康保険証の場合は、公共料金請求書（または領収書）の原本（発行日付から3ヶ月以内のもの）を併せてご用意ください。

公共料金…電気、電話（携帯電話含む）、ガス、水道、NHKをいう。